



2026年4月10日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 柳 瀬 重 人
(コード番号：3856 東証スタンダード)
問 合 せ 先 : 人 事 総 務 本 部 IR・広 報 部 副 部 長 内 田 晋
電 話 : 0 3 - 6 8 1 0 - 3 0 2 8 (代 表)

指名委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会を設置することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 設置の目的

当社は、2026年3月4日開示「検証委員会による「取締役等の責任及び新経営体制の在り方に対する提言」の公表に関するお知らせ」のとおり、検証委員会より、「Abalance グループ全体において、公正・公平な人事制度を実現することが不可欠であり、そのために、取締役会の中に取締役や執行役の選任・解任案を決定する社外取締役中心の指名委員会を設置すべきと考える。」と提言を受けておりました。

これを受け、取締役の指名に関する手続きの公正性、透明性並びに客観性を強化し、当社コーポレートガバナンスの充実を図るため、任意の指名委員会を設置するものです。

2. 指名委員会の役割

指名委員会は、その権限において、取締役及び執行役員の選任・解任に関する議案を決定することとし、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 取締役の選任・解任基準やそのプロセスに関する正当性の検証
- (2) 取締役のスキルの多様性についての検証
- (3) 代表取締役の選定及び解職に関する事項
- (4) 後継者候補の妥当性に関する検証

3. 指名委員会の構成

- (1) 取締役会が選定した3名以上の取締役で構成するものとします。
- (2) 指名委員会の過半数は社外取締役とします。

(3)指名委員会の委員長は、社外取締役である委員の中から選定するものとします。

4. 指名委員会の委員

委員長：佐々木 十珠絵（監査等委員 取締役（独立社外））

委員： 小嶋 一慶（監査等委員 取締役（独立社外））

小野塚 恭彦（取締役）

5. 設置日

2026年4月10日

以 上